

【ドイツ】「脱税防止法」の制定

海外立法情報課・山口 和人

* 2009年7月31日、「脱税防止法」(所得税法、法人税法等の改正法)が公布され、翌8月1日に施行された。課税手続に必要な情報の提供に協力的でない外国において取引関係を有する個人及び法人に対して、課税に関して一層重い協力義務及び証明義務等を負わせることにより脱税を防止することを目的とする。9月24日には、同法を具体化する連邦政府の法規命令(脱税防止令)が公布され、翌25日に施行された。

立法の背景

連邦政府によれば、脱税によって失われるドイツの連邦、州及び自治体の税収は、年間1000億ユーロを超えといわれ、脱税による国家的・社会的損失が深刻な問題となっている。特に、外国の税務当局から要請があった場合に、経済協力開発機構(OECD)の定めた基準に従った情報提供を行わない一部の国や地域が存在しており、このことが個人や企業がその所得をこれらの国や地域の銀行口座に隠す等の手段で脱税することを容易にしていることがかねてから問題とされてきた。この現状を前にして、課税手続のための情報提供に協力しない国等に対して、OECDの基準を遵守するよう促すとともに、財務官庁すなわち税務当局による事実解明をより効果的に行えるようにすることを目的として制定されたのが今回の「脱税防止法」である。この立法は、シュタインブリュック連邦財務相(社会民主党・SPD)並びに連立与党(SPD及びキリスト教民主・社会同盟 CDU/CSU)によって推進され、連邦政府と連立与党からそれぞれ同じ内容の法案が連邦議会に提出された。経済界や一部野党の激しい反発に遭ったものの、連邦議会と連邦参議院で多数の支持を得て成立にこぎつけた。

法律の内容

改正法は、ドイツの財務官庁に対してOECDの定める基準に従った情報提供を行わない「非協力的な国」の個人又は団体との間に取引関係を有する納税義務者に通常の場合よりも重い義務を負わせ、この義務を履行しない場合には税法上不利益な取扱いを受ける場合があることを規定することを主な内容としている。

まず、上記に該当する場合(納税義務者が、OECDの「所得税及び財産税の領域における二重課税防止のためのモデル協定」2005年版第26条の規定に準拠した情報提供の協定が結ばれていないか、又はこれに相当する範囲の情報を提供せず、若しくはその意思のない国又は地域の個人又は団体との間に取引関係を有する場合)に、当該納税義務者に特別の協力義務及び証明義務を負わせ、これを履行しない場合には、特定の税法上の規定をこの者に適用しないことを内容とする法規命令を制定する権限を連邦政府に与える旨の規定を置いた(所得税法第51条第1項第1号f及び法人税法第33条第1項第2号e)。

この規定に基づき制定された連邦政府の法規命令（脱税防止令）においては、取引内容の詳細の開示等、特別の協力義務及び証明義務の内容が具体的に規定されるとともに、この義務が履行されない場合、財務官庁は、営業支出控除、資本収益税の軽減等の税法上の措置を拒否することができることが規定された（同令第1条～第4条）。

また上記に該当する納税義務者は、財務官庁の求めにより、自己の申告事項の正確性及び完全性を「宣誓に代えて」保証しなければならないこと（虚偽申告は刑法第156条「虚偽の宣誓代替保証」の罪で処罰される）、財務官庁が指定した金融機関に対する情報請求権を自己の名において裁判上又は裁判外で行使する権限を財務官庁に授けなければならないことが規定された（公課法[租税基本法]第90条第2項第3文）。さらに、必要経費を除いた所得が年間50万ユーロを超える納税義務者は、その基礎となった収入及び必要経費に関する記録等を6年間保管しなければならないこと、財務官庁は、これらの納税者に対して官署外監査を実施することができることも新たに規定された（公課法第147a条及び第193条第1項）。OECDのモデル協定に準拠した情報を提供せず、又はその意思のない「非協力的な国」のリストは、連邦財務省が外務省、連邦経済省及び州の最高財務官庁の同意を得て、『連邦税務公報』に公開する。

賛否の議論

この法律は、特定の外国において取引関係を有する個人や企業に重い義務を負わせるとともに、義務の不履行に対する大きな不利益も予定していることから、2009年5月25日に連邦議会で行われた公聴会では、銀行関係者や経済界の代表等から、法案の内容は私的領域に対する侵害であるとか、多くの不明確な概念を税法に持ち込むことにより経済活動の予測可能性を妨げ、法治国原則に反している等の強い批判の声が上がった。また、連邦議会での審議においても、特に野党の自由民主党（FDP）は、このような法律は不要であるばかりか、脱税防止の目的にも役立たないと批判した。一方連立与党は、脱税の反社会性を強調するとともに、以前は非協力的といわれたスイスやリヒテンシュタインなどが課税上の情報提供に関するOECDの基準の遵守を表明したことなどを指摘して、法律の効果を主張した。また、野党左派党は、立法が遅きに失し、また内容も不十分であると批判した。2009年7月3日に連邦議会で行われた最終表決では、連立与党と緑の党が賛成し、FDPが反対、左派党は保留した。

参考文献（インターネット情報は2009年9月17日現在である）

- Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 16/12852, 16/13106, 16/13666.
- Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll*, 16/231, den 3. Juli 2009.
- Bundesrat, *Drucksache* 681/09.
- Bundesgesetzblatt* Jg. 2009 Teil I S. 2302ff, S.3046ff.
- Das Parlament*, 59. Jg. Nr.14, Nr.23/24, Nr.28.
- 連邦政府ホームページ <http://www.bundesregierung.de/nn_1274/Content/DE/Artikel/2009/07/2009-07-03-steuerhinterziehung-bekaempfung.html>